

避難所でのマナー

● 周囲への心配り

自分がされたくないことをしないよう、周りの方への心配りをしましょう。



● 要配慮者への気配り

お年寄りや体の不自由な方など、要配慮者への気配りを心がけましょう。



● 助け合い

困った人がいたら積極的に助けましょう。



● 衛生面にも注意

みんなが使う場所は定期的に清掃をして清潔に保ちましょう。



● ルールや役割を守る

避難所内で決められたルールや役割は守りましょう。



● 惑わされない

うわさやデマに惑わされないようにしましょう。



● 感染症の予防

手洗い・咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底しましょう。



感染症について

● ウイルス感染者の避難について

ウイルス感染者で自宅待機中に、避難の必要がある場合は、まず保健所や役場に連絡し、対応を仰ぎます。

※ウイルス感染者が自宅にいる家族についても同じです。

● 避難所で体調を崩したらすぐに避難所の責任者に報告

ちょっとでも体調がおかしいと思ったらすぐに避難所の責任者に報告し指示を仰ぎましょう。もしウイルスが蔓延すれば、他の避難者に迷惑を掛けてしまいます。身体の弱い方に移してしまうと、その人は症状が重くなってしまう可能性もあります。

● 避難所へ避難する場合は

町も感染対策に必要な物資の配備に努めますが、備蓄品には限りがありますので、ご自身やご家族の健康衛生管理に必要と思われるものは、可能な限り持参してください。

【持参する物の例】

- ・マスク・常備薬・体温計・消毒液・使い捨ての手袋
- ・飲食物 等



要配慮者とは

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、これまでの「災害時要援護者」を「要配慮者」とし、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で特に支援を要する方を「避難行動要支援者」と言います。

※要配慮者とは、高齢者・障がい者・乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方を指しています。

要配慮者への支援

● 災害に対して、高齢者や障がいのある方などは、

- ・ 身に迫った危険を察知しにくい
- ・ 助けを求めたり、助けてほしい内容を伝えにくい
- ・ すぐに身を守る行動をとりにくい



など、多くのハンデを抱えています。こうした要配慮者の方々を災害から守るためには、ご自身が備えておくことはもちろんですが、地域ぐるみの温かい支援が必要です。

● 交流を密にする

日頃から近隣に住む要配慮者とあいさつを交わすなど交流を深めておく。また、プライバシーや本人の意思などに配慮しながら、支援のニーズを聞いておく。

● 要配慮者を把握する

「地域のコミュニティ等を通して」要配慮者の把握、共有等を進めておく。

● 要配慮者の視点で点検する

避難路は車いすで通れるか、障害物がないかなど、要配慮者を安全に避難誘導できるよう、確認する。

● 防災訓練への参加を促す

要配慮者の方に防災訓練に参加してもらう。その際に、安否確認や避難誘導など、具体的な支援体制を決めておく。